

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和5年度(令和5年11月現在)は1回開催され、青少年に優良な図書1冊を推奨すべきものとの答申がなされた。

なお、有害図書類の指定に関しては、令和3年度以降は定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとなった。今後、社会状況等を踏まえて有害図書等の個別指定が必要となった場合は、環境浄化部会を随時開催することとした。

	令和3年度以降	令和2年度まで
有害図書類の指定	<ul style="list-style-type: none"> 定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとし、社会状況等を踏まえ、個別指定が必要となった場合は、随時委員の招集又は書面開催により審議を行う。 事前に審議会の意見を聴く暇がなく緊急的に指定した場合は、年1回開催する審議会においてその旨を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境浄化調査員と担当者が書店等を訪問し、陳列される図書類の中から有害図書に該当するであろう図書を購入し、年3回開催する環境浄化部会で審議する。
環境浄化部会	<ul style="list-style-type: none"> 社会状況等を踏まえ、有害図書や有害玩具等の個別指定が必要になった場合には、随時開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年3回定期的に開催(7月、11月、3月)

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部少年女性安全課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、令和5年4月現在、県内に33名が配置されている。

イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設(書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店)に対し、毎月定期的を実施し、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移

(令和5年10月31日現在)

区分 年	図書类等自動 販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・ スタンド(軒)	ビデオテープ 取扱店(軒)	映画館 (軒)	特定玩具店 (軒)	計(台、軒)
令和元年	78	108	589	81	20	37	913
令和2年	78	106	585	78	18	37	902
令和3年	78	105	589	78	18	37	905
令和4年	70	105	585	78	18	37	893
令和5年	67	103	573	75	18	37	873

(3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和5年10月31日現在)

地域振興局	年	図書类等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	R4	4	3	19	3	0	0	29
	R5	4	3	19	3	0	0	29
	増減	0	0	0	0	0	0	0
北秋田	R4	19	12	57	7	1	1	97
	R5	19	11	58	6	1	1	96
	増減	0	△ 1	1	△ 1	0	0	△ 1
山本	R4	12	8	41	8	1	1	71
	R5	12	9	41	8	1	1	72
	増減	0	1	0	0	0	0	1
秋田	R4	13	42	239	33	11	22	360
	R5	12	41	231	33	11	22	350
	増減	△ 1	△ 1	△ 8	0	0	0	△ 10
由利	R4	11	7	59	5	0	1	83
	R5	9	7	58	5	0	1	80
	増減	△ 2	0	△ 1	0	0	0	△ 3
仙北	R4	7	17	82	11	5	7	129
	R5	7	17	82	10	5	7	128
	増減	0	0	0	△ 1	0	0	△ 1
平鹿	R4	4	10	58	7	0	4	83
	R5	4	10	56	7	0	4	81
	増減	0	0	△ 2	0	0	0	△ 2
雄勝	R4	0	6	30	4	0	1	41
	R5	0	5	28	3	0	1	37
	増減	0	△ 1	△ 2	△ 1	0	0	△ 4
計	R4	70	105	585	78	18	37	893
	R5	67	103	573	75	18	37	873
	増減	△ 3	△ 2	△ 12	△ 3	0	0	△ 20